平成３０年（フ）第２２９２号
大阪市平野区加美北５丁目９番５―208号
債務者　井堂　和子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３３１号
大阪市住吉区万代５丁目３番22号
債務者　柳本　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３９４号
大阪府豊中市桜の町２丁目７番６―405号
債務者　中西美紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４２９号
大阪市生野区巽北４丁目３番６号　コートドール小西　102
債務者　阪本明秋こと　金　　明秋
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４４１号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目10番27号トーカイプラザ３号館　201号室、前住所大阪市阿倍野区帝塚山１丁目16番３―306号
債務者　山口ひとみ
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４５９号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番12号　中原ビル　51号
債務者　吉田　　桂
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５２９号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番B32―204号
債務者　山本　夕賀
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５３２号
大阪市住之江区新北島１丁目７番16号　シティスミノエ　302
債務者　中居　慶子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５３６号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―1207号
債務者　吉岡　俊一
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５３７号
大阪市北区天神橋８丁目９番２号　ＬａＮｏｖｉａＴｅｎｊｉｎｂａｓｉ　406号室
債務者　舩岡　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県丹波市青垣町口塩久339番地
債務者　広瀬こと　廣瀬　則幸
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第８２９号
福岡市東区若宮１丁目４番21号
債務者　升水　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１号
山形県鶴岡市藤島字西川原68―１、住民票上の住所山形県新庄市宮内町３番74号
債務者　坂本　太郎
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第１００号
茨城県古河市高野1122番地１、住民票上の住所埼玉県加須市道目1899番地３
債務者　田上　昭子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１０８号
茨城県古河市静町５番６号
債務者　佐藤　信光
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第５３０号
千葉市稲毛区小仲台８丁目12番１棟903号
債務者　鈴木　祐子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４９号
千葉市稲毛区あやめ台１番９棟403号
債務者　管野千代子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係